

日本ゴム協会主催行事参加規約

本規約は、一般社団法人日本ゴム協会（以下、「協会」という。）が参加費を徴収して開催する年次大会、エラストマー討論会などの学術集会、ゴム技術シンポジウムなどの講演会および各支部が開催する講演会などの諸行事（以下、「本行事」という。）の参加について定めるものである。本行事への参加を申し込んだ者は、本規約の内容すべてを確認した上で同意し、また遵守することに同意したものとみなす。

第1条（本行事の参加申込み、支払）

- 1.本行事への参加を希望する者（以下「希望者」という。）は、協会ホームページ上の申込みフォームに必要事項を記載する方法等、協会所定の方法により本行事参加契約の申込みを行うものとする。当該申込みの時点で、希望者は、協会ホームページ上の本行事説明ページ及び特定商取引法の表記等に示された参加費その他参加条件のすべてを確認の上、承諾したものとみなす。
- 2.協会が前項の申込みに対し、協会所定の方法で当該申込みを承認したときに、本規約に基づく本行事の参加契約が申込者と協会との間で成立するものとする（以下、当該参加契約が成立した時点以降の希望者を「契約者」、希望者と協会の間で成立した参加契約を「本契約」という。）。
- 3.契約者は、協会ホームページ上の本行事説明ページ、または協会が送付する請求書に指定された方法、期限を遵守して、本行事の参加料金を支払うものとする。

第2条（本行事参加のための交通費、視聴環境等）

本行事に参加するために必要な会場までの交通費、視聴環境（パソコン等のハードウェア、ブラウザ等のソフトウェア、通信環境等）は、契約者の責任において負担、準備するものとする。

第3条（ログイン用ID及びパスワードの管理）

- 1.協会は、本行事の1契約につき1人分のログイン用ID及びパスワードを契約者に発行する。
- 2.契約者は、本契約に基づき発行されたログイン用ID及びパスワードを用いることによってのみ本行事に参加できる。
- 3.契約者以外の者が前項のログイン用ID及びパスワードを使用することはできない。
- 4.契約者は、協会が発行したログイン用ID及びパスワードを、貸与、名義変更、譲渡、売買等することはできない。
- 5.契約者は、ログイン用ID及びパスワードが第三者に漏洩しないよう管理し、ログイン用ID及びパスワードが第三者に漏洩した場合は、直ちに、その旨を協会に連絡するものとする。

第4条（権利・帰属・著作権）

協会が本行事で提供するコンテンツに対する著作権は協会または正当な権利を有する権利者に帰属するものであり、契約者が以下の行為を行うことは著作権侵害となる場合がある。

- （1）本行事で提供されるコンテンツの一部又は全部を協会に無断で転載すること
- （2）本行事で提供されるコンテンツの一部又は全部を協会に無断で改変もしくは要約して印刷物若しくは電子媒体に掲載すること
- （3）その他協会に帰属する著作権を侵害する行為を行うこと

第5条（参加の停止等）

1. 契約者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、協会は、事前に通知又は催告することなく、当該契約者による本行事への参加を一時的に停止し、又は、当該契約者との契約を解除することができる。

（1）本規約のいずれかの条項に違反した場合

（2）協会に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

（3）過去協会との契約に違反した者またはその関係者であると協会が判断した場合

（4）その他、協会が契約者による本行事への参加が適当でないと判断した場合

2. 協会は、本条に基づき協会が行った行為により契約者に生じた損害について一切の責任を負わない。

3. 協会は、本条1項各号に該当する契約者に対し、損害賠償請求権等の法的措置をとる場合がある。

第6条（掲載情報）

1. 協会は、本行事に掲載されているコンテンツの正確性については万全を期すが、本行事のコンテンツの利用に伴い、契約者に不利益や損害が発生したとしても、協会は一切その責任を負わない。

2. 協会は、本行事の管理運営の必要上、契約者に事前に通知することなく、協会の判断によって本行事で公開されている情報の追加、変更、修正、削除を行う場合がある。協会は、いかなる場合においても、当該情報の追加、変更、修正、削除等により契約者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。

第7条（規約の変更）

本参加規約は、法令の改正、社会情勢の変化、コンピュータ技術の進歩等によって妥当性を欠くことになったと協会が判断した場合には、参加契約が成立した行事開催中においても改訂する。その場合、協会は契約者に対して改訂の内容を協会ホームページ上などにおいて、速やかに告知するものとする。

第8条（免責事項）

1. 協会は、協会による本行事の提供の中断、停止、終了、参加不能又は変更、及び本行事の参加による機器の故障もしくは損傷、その他本行事に関して契約者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わない。

2. 協会は、パスワードが漏洩するなど本事業の運営に支障する事象が推認された場合、本行事の管理運営の必要上、ログイン用ID及びパスワードを契約者の事前許諾を得ることなく、変更する場合があるが、その間、契約者が本行事に参加できないことによって、契約者に不利益や損害が発生したとしても、協会は一切その責任を負わない。

3. 協会は、別途、本行事に参加可能なハードウェア及びソフトウェアの仕様等を定めるが、当該仕様における視聴を保証するものではなく、契約者の参加環境等（ソフトウェアのセキュリティの設定等を含む。）によっては本行事に正常に参加できない場合がある。契約者の参加環境等に起因して本行事に正常に参加できなかったとしても、協会は一切その責任を負わない。

第9条（公開中断・停止）

1.協会は、以下のいずれかに該当する場合、契約者に事前に通知することなく、本行事のインターネット配信による提供を、中断、停止できる。

- （1）本行事を提供するためのシステムの定期的な保守または緊急的な保守を行う場合
- （2）コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- （3）地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本行事の運営ができなくなった場合
- （4）その他、本行事の運営上、一時的な中断、停止が必要と判断された場合

2.協会は、本条に基づき協会が本行事を一時中断、停止等したことにより、契約者が被った不利益、損害について、一切の責任を負わない。

第10条（本行事の内容の変更、中止）

1.協会は、以下のいずれかに該当する場合、本行事の内容を変更し、または本行事を中止することができる。協会が本行事を中止する場合、協会は契約者に事前に通知するものとする。

- （1）本行事の開催期間中における本行事を提供するための会場、ソフトウェア、システム、通信回線等の長期的な停止、あるいは利用できないことが判明した場合
- （2）地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変、感染症拡大などの不可抗力により本行事の運営ができなくなった場合
- （3）国、または本行事を開催する会場を管轄する自治体等より開催中止を要請された場合
- （4）国、または本行事を開催する会場を管轄する自治体等が設定した開催に関する所要の条件を満たすことが困難になった場合
- （5）その他、本行事の運営上、内容の変更、中止が必要と判断された場合

2.協会は、前項の措置に基づき契約者が本行事に参加できなくなった場合、本行事の開催を前提に配布した資料の受領、もしくはインターネットにより配信された資料閲覧のためのパスワード等の情報を受領した時点で本行事を開催し、参加したものとみなす。

3.協会は、前項の措置に基づき契約者が被った本行事の参加料以外の損害について一切の責任を負わないものとする。

第11条（契約者情報の取扱い）

1.協会による契約者情報の取扱いについては、別途協会プライバシーポリシーの定めによるものとし、契約者はこのプライバシーポリシーに従って協会が契約者の情報を取扱うことについて同意するものとする。

2.協会は、契約者が協会に提供した情報、データ、閲覧した記事の内容、アンケートへの回答等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、協会の裁量で公開することができるものとし、契約者はこれに異議を唱えないものとする。

第12条（禁止事項）

契約者は、本行事の参加にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると協会が判断する行為をしてはならない。

- （1）法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- （2）協会、本行事のセミナー講師その他関係者に対する詐欺又は脅迫行為

- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 協会、本行事のセミナー講師その他関係者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- (5) 本行事の運営を妨害するおそれのある行為
- (6) 協会のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
- (7) 第三者に成りすます行為
- (8) 本行事の他の参加者のIDまたはパスワードにより参加する行為
- (9) 本行事の他の参加者の情報の収集
- (10) 協会、本行事のセミナー講師その他関係者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (11) 反社会的勢力等への利益供与
- (12) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、または容易にする行為
- (13) その他、協会が不適切と判断する行為

第13条（契約者による契約の解除）

協会がやむを得ないと認めた場合を除いて、契約成立後においては、契約者は、契約者自身の都合等により、契約を解除又は中途解約することは出来ない。

第14条（裁判管轄）

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（規約外の定め）

この参加規約に定めのない事項については、民法等の法令によるほか、契約者と協会との間で誠意を持って協議し、解決するものとする。